

新型コロナウイルス感染症対策 申請手続支援事業補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症対策申請手続支援事業補助金

- ◇補助内容 新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策に関する申請に要する費用のうち、社会保険労務士や税理士等に申請業務を委託した場合に要する費用の一部を補助します。
- ◇対象者 次の要件のいずれにも該当する事業者
- (1) 市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有している者に限る）で、中小企業基本法上の中小企業であること。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降の売上が最も減少した月の売上が、次のア・イ①・イ②のいずれかに該当すること。
 - ア 前年同月比で50%以上減少していること。
 - イ 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、次の①または②と比較し、50%以上減少していること。
 - ① 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上
 - ② 令和元年10月から12月までの平均売上
 - (3) 緊急経済対策に関する申請を行ったこと。
 - (4) 社会保険労務士や税理士等と年間契約している場合は、緊急経済対策に関する申請事務が契約内容に含まれていないこと。
 - (5) 市税等の滞納がないこと。
 - (6) 大垣市暴力団排除条例に該当する法人または個人でないこと。
- ◇補助金額 補助対象経費の2分の1の額とし、**10万円**（1回限り）を上限とします。
- ◇対象申請等 新型コロナウイルス感染症の影響により、社会保険労務士や税理士等に申請業務を委託した緊急経済対策に関する次の制度等の申請で、国・県等の補助金の交付を受けていない、または申請を行っていない申請手続きを対象とします。

対象となる申請手続き例	
(1) 資金繰り関係	① 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ② 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ③ 危機対応融資 ④ 特別利子補給制度 ⑤ 小規模事業者経営改善資金融資の金利引き下げ ⑥ セーフティネット貸付 ⑦ 衛生環境激変対策特別貸付 ⑧ 生活衛生改善貸付の金利引き下げ
(2) 経営環境の整備関係	① 雇用調整助成金 ② 小学校休業等対応助成金 ③ 小学校休業等対応支援金 ④ 厚生年金保険料等の猶予制度

- ◇対象期間 令和2年4月1日から
- ◇申請期間 令和2年5月7日から令和3年2月26日まで ※当日消印有効
- ◇必要書類
- (1) 大垣市新型コロナウイルス感染症対策申請手続支援事業補助金申請書兼請求書（第1号様式）
 - (2) 緊急経済対策に関する申請書類一式の写し
 - (3) 社会保険労務士や税理士等への緊急経済対策に関する申請事務の委託料支払い時に受領した領収書の写し（令和2年4月1日以降のものに限ります）
 - (4) 市内に事業所を有する法人または個人事業主（市内に住所を有している者に限る）であることが分かる書類（法人事業概況説明書の控え、履歴事項全部証明書、直近の所得税確定申告書の控え等の写し）
 - (5) 50%以上の売上減少が分かる次のア～エのいずれかの書類
 - ア 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（第2号様式）
 - ※ アの書類を用いる場合は、50%以上の売上減少が比較できる次のいずれかの台帳等の写しを添付してください。
 - ① 令和2年1月以降、最も売上が減少した月の売上と前年同月の売上の比較
 - ② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、令和2年1月以降、最も売上が減少した月の売上と次のいずれかの平均売上の比較
 - 1) 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上
 - 2) 令和元年10月から12月までの平均売上
 - イ 持続化給付金給付通知書の写し
 - ウ セーフティネット保証4号または5号認定申請書の写し
 - エ 危機関連保証認定申請書の写し
 - (6) 市税の完納証明書
 - (7) 大垣市新型コロナウイルス感染症対策申請手続支援事業補助金からの暴力団排除に関する確約書（第3号様式）
- ※申請書の様式は、大垣市のホームページからダウンロードしてください。
- ◇申請方法 感染拡大防止のため、郵送により次の宛先にご提出ください。
宛先：〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市経済部商工観光課 緊急経済対策担当 ☎47-8596

